

第67回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2021年（令和3年）3月25日（木）14時30分～16時30分

場所：弁護士会館17階1701AB会議室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）
委員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）
井田 香奈子（朝日新聞論説委員）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（※Zoom出席）
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）（※Zoom出席）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）（※Zoom出席）
太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授）（※Zoom出席）
田中 良（杉並区長）
浜野 京（信州大学理事（特命戦略（大学経営力強化）担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）
鈴木 正朝（新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授、一般財団法人情報法制研究所 理事長）

（日弁連）

会長 荒 中
副会長 寺前 隆、延命 政之、關本 喜文、西村 依子、白浜 徹朗（※Zoom出席）、鎌田 健司
事務総長 淵上 玲子
事務次長 柳楽 久司、佐熊 真紀子、藤原 靖夫、畑中 隆爾、木原 大輔、
松田 由貴、下園 剛由
次期広報室室長 白石 裕美子

（説明協力者）

民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループ座長 斎藤 義房
同ワーキンググループ委員 平岡 敦（※Zoom出席）

以上 敬称略

1. 開会

(藤原事務次長)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、第67回日弁連市民会議を始めさせていただきます。担当事務次長の藤原でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、事前にご案内申し上げましたとおり、今回の市民会議につきましても、議長とご相談の上、感染予防対策のための特例としてZoomでの出席を可能とする取扱いを継続させていただいております。

それではまず資料のご確認をさせていただきます。お手元に、事前送付資料、当日配布資料、「COVID-19と人権に関する日弁連の取組中間報告書」、もう一つ、2枚物の資料もございますでしょうか。

併せまして、2020年度弁護士白書の冊子が完成いたしましたので、会場の委員の先生方の席上に配布させていただいております。こちらは適宜お持ち帰りいただければと思います。次回以降は据置用のものを毎回机の上に準備いたしますので、都度お持ちいただく必要はございません。

それでは、日弁連側出席者のうち、初めて出席するメンバーもおりますので、開会に先立ち一言ずつ自己紹介いただきたいと思います。

(寺前副会長)

副会長の寺前隆でございます。第一東京弁護士会の会長を兼務しております。私は、民事裁判手続等のIT化関係の担当をしておりますので、このことについてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(西村副会長)

副会長の西村と申します。私は金沢市の出身で、金沢弁護士会に所属しております。本日の議題のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大への取組状況の関係で、COVID-19と人権に関する冊子のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(藤原事務次長)

続きまして、広報室長の交代が予定されておりますので、白石次期広報室長、お願いします。

(白石次期広報室長)

4月1日から広報室の室長を務めさせていただくことになりました、白石裕美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(斎藤民事裁判手続等のIT化に関するワーキンググループ座長)

斎藤でございます。以前この市民会議において、少年法の適用年齢引下げ問題についてお話しさせていただきました。今回は全く別の分野でお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(平岡民事裁判手続等のIT化に関するワーキンググループ委員)

平岡です。よろしくお願いいたします。民事裁判手続等のIT化に関するワーキンググループの委員をしておりますのと同時に、もともと内閣官房の有識者会合のメンバーをしておりました。本日は質問にお答えする趣旨で参加しております。よろしくお願いいたします。

(藤原事務次長)

ありがとうございました。

もう1点ご案内がございます。前回と同様に、日弁連ウェブサイトの会長動静というページに掲載する写真撮影のために、広報課の職員のカメラが今回も入っておりますので、その点ご了承いただければと思います。

私からのご案内は以上となりますので、この先は北川議長の方にご進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 開会挨拶

(北川議長)

それでは私が進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の先生方、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、逢見委員さん、太田委員さん、吉柳委員さん、河野委員さんは、Zoom でのご出席でございます。それでは、第67回の市民会議を開催させていただきます。

3. 荒中日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、荒会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

(荒会長)

荒でございます。市民会議の委員の皆様方、本日も大変お忙しい中、そしてコロナ禍の中で何かと制約を受ける中、多数ご出席をいただき市民会議を開催できますことを、日弁連を代表して厚く御礼申し上げます。

早いものでもう3月も後半に入りました。私たち2020年度の日弁連執行部、私にとっては会長1年目になりますけれども、振り返ってみますと、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言に始まって、再度の緊急事態宣言に終わるとい、前例を見ないような状況下での活動になってしまいました。

しかしながら日弁連としては、このようなときにこそ、これまで集積してきた調査・研究の成果として蓄えたものを活かしながら、意見書や会長声明を取りまとめて発出するべきだと感じておりました。さらには、発出するだけでなく、その意見書や会長声明を携え、国会議員の先生方や官僚の皆様方に、私たちの意のあるところをくみ取っていただけるよう働きかけをすることが大事であると考え、この3月まで頑張ってきました。

現在までの累積で、意見書等は50本を超え、会長声明・会長談話は60数本に達し、両方合わせて110本以上、明日最後の役員会議を終えますと恐らく120本以上の意見書・会長声明等を出すことになりそうです。そうしてこの2020年度の執行部は終わるのだろうと思っています。

意見書や会長声明の中にはコロナ禍に関するものも多数ありました。恐らく20本以上含まれていたかと思います。そして、裁判を受ける権利の保障、悪質な消費者被害の撲滅など、幅広く、様々な問題が発生していることを皆様に気付いていただくべく、公表させていただきました。

最近では、感染症法の関係で罰則を適用するという話が出ましたので、被災者・被害者にも罰則を適用するのかということに問題を感じ、熱く働きかけを進めました。もう一つ、ワクチン接種に関しても、日弁連の関連委員会の厳しい意見も聞きながら、私たち執行部としては、あくまでも接種は国民的な要請として必要なのだという立場で、ワクチン接種に当たって留意すべきことは何かといったことを提言書として取りまとめ、先月公表いたしました。こういった提言を出させていただいたのも、今年度の我々の活動の大きな特徴ではないかと思っています。

もちろん、今年度の課題は新型コロナウイルスだけではございません。検察官の定年延長問題は、私たちにとっては譲ることのできない司法を揺るがす問題でしたので、会長声明を2回出させていただきました。その他、日本学術会議の委員の選任の問題など、しっかりとタイムリーに意見を表明して働きかけをするということをやってきたと思っています。

また、市民会議委員の皆様方から、日弁連の活動をもっと対外的に理解していただけるよう努力してほしいというご意見をいただいたことを踏まえまして、本日お手元に2枚の広報に関するペーパーを用意しました。そちらに会長動静というものを付けていますが、3月23日には、ハーグの国際司法裁判所の所長を務められた小和田恒様にお越しいただいて、オンラインセミナーで講義をしていただきました。

戦国法律相談については、明智光秀編は108万回、北条政子編は62万回再生していただいているということで、8種類合わせて二百数十万回の視聴をしていただいております。これが実際の法律相談に結び付けばというふうに思っております。

まだまだ足りない部分があるかもしれませんが、次年度に向けてさらに広報力をアップしていきたいと思っています。

その他、何点かご報告をさせていただきます。一つは、新年度の役員の選出をようやく終わることができました。副会長が15人、その中にはクオータ制で2人の女性副会長が含まれております。副会長クオータ制は今年で4年目に入り、計8人の女性副会長がこの制度により選ばれたこととなります。

併せて、新年度からは理事クオータ制が始まります。71名の理事に、全国から選ばれ

た4名の女性理事が加わることになりました。実は2021年度の理事75名のうち20名が女性でございまして、日弁連が始まって以来初めて25%以上の理事が女性になりました。日弁連も新しいステージを迎えたのかなと思っております。202030ということで、30%を目標に掲げているのですが、あと数年以内に達成できないかというところまでになってきたということをご報告させていただきます。

そして、次回の理事会では、定期総会でいろいろな規定の改正作業をさせていただいて、事情のある場合にオンラインで日弁連の総会に出席できる仕組みについて、ルール上の根拠をきちんと整備したいと思っております。多様性というものを大切にしながら、さらに使い勝手のよい制度にしていくことができればと思っています。

本日は、最重要課題となっている二つのテーマについて、ご報告・意見交換をさせていただければと思っています。一つは、民事裁判手続等のIT化です。これは市民にも事業者にも大きな影響を及ぼすであろう問題ですので、是非、皆様にご意見をいただきながら、私たちも準備を進めていかなければいけないと思っております。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症の拡大に関する取組状況です。9月の市民会議でも一度ご報告をしておりますが、相も変わらずコロナ禍は収まらず、私の2番目の故郷である宮城では今、百数十名もの陽性者が出ています。第4波も来るのではないかとされていますが、本日は私たちの活動の成果の途中経過ともいえる中間報告書を皆様にお渡しします。後ほど、西村副会長から報告がありますので、是非ご一読いただければと思います。よろしくお願いいたします。

短い時間ではございますが、北川議長の下で濃密な意見交換ができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人を決定いたしたいと思っております。河野委員さんと吉柳委員さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(河野委員)

河野です。お引き受けします。

(吉柳委員)

私も大丈夫です。

(北川議長)

はい。それでは、河野委員さんと吉柳委員さん、よろしくお願いいたします。

5. 議事

議題① 民事裁判手続等のIT化について

(北川議長)

それでは、本日の議題に入ります。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

第1の議題として、「民事裁判手続等のIT化について」を検討していきたいと思います。まず、寺前隆副会長、斎藤義房民事裁判手続等のIT化に関するワーキンググループ座長、平岡敦同委員にご説明をお願いいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(寺前副会長)

副会長の寺前の方から冒頭、資料の説明を兼ねて簡単にご説明し、その後、この問題について検討してきた斎藤座長、平岡委員から具体的に説明していただきたいと思います。

まず私の方から申し上げるのは、裁判手続のIT化とは何かということです。これは簡単に言うと、民事裁判手続をインターネットなどのITを活用して実施していきたいということです。

当日配布資料の1ページを御覧いただきたいのですが、こういった場面でITをどのように活用するのかという点です。裁判においては、e提出、e事件管理、e法廷という三つの段階が考えられています。

e提出というのは、裁判を行うためには準備書面や証拠などいろいろな書面を提出する必要がありますが、これをオンラインのみで提出することや、印紙を貼る・郵便切手を納める等の手続も電子決済で行い、記録は全部電子化しましょうということです。

e事件管理というのは、提出された書面や証拠を、インターネットを通じて見ることや、いつ裁判を行うかについてもオンラインで調整したり、本人や代理人等が進行計画を裁判所と確認するときにもインターネットで行いましょうということです。

e法廷というのは、証人尋問など法廷でのいろいろなやり取りを、インターネットを利用して行いましょうということです。

これらを三つの段階に分け、民事裁判手続のIT化と称して議論をしているわけでございます。

民事裁判手続をIT化するためには、民事訴訟法という法律を変えないといけないのですが、それが今どこまで進んでいるのか、いつから完全に実施されるのかという流れを、資料に2020年から2025年まで書いております。端的に言うと、政府は2025年以降、本格実施をしたいと考えているわけでございます。そのために、法制審議会の議論を通じて、民事訴訟法改正に一生懸命取り組んでいるところです。

4ページ以下に、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見書というものをお配りしております。これは、今法制審議会で民事訴訟法の改正について議論しておりますが、法務省がこのような形はどうかという中間試案を発表しました。そ

れに対し、日弁連が個々の内容についてこうあるべきではないかという意見を書いたものになります。

それから68ページ、これは非常に大事なのですけれども、日本の民事裁判というのは本人がやっている裁判がかなりの割合を占めています。IT化を進めたら、本人が裁判ができなくなってしまって、本人の裁判を行う権利に障害が出てくる場合があるのではないかという懸念があります。そういう人たちをサポートしないと、実際にIT化はできません。これを本人サポートと呼んでおりますが、これについての日弁連の方針を書いております。平たく言うと、日弁連の基本方針を2019年9月12日に出しておりますけれども、法律を変えシステムを変える以上は、裁判を受ける権利に支障が出る場合にそれを手当てするのは国の責任であるということです。ただ、そうはいつでも、日弁連も裁判所や法テラスと協力をしてバックアップしていきますという方針を書いております。

現状どうなっているかという、裁判所も法テラスも具体的に方針が決まっているようには見えません。ですから、相互に協力して協議を尽くし、市民にとって支障が生じないように、日弁連としても取り組んでいこうと考えて検討を進めております。

私からは以上でございます。斎藤先生、よろしく申し上げます。

(斎藤座長)

まず、民事裁判のIT化ということについて若干補足いたします。2ページの法務省作成のポンチ絵を見ますと、現在は紙で提出している訴状・準備書面・書証を、データのアップロード・ダウンロードに変えるということであります。ここが一番大きいところですね。

その結果、訴訟記録が、紙から電子記録になります。そうしますと、訴訟記録自体を持ち歩きしなくても、少なくとも当事者はいつでもどこからでもインターネットで閲覧・謄写ができるようになります。これも大きな変化です。

三つ目は、弁護士が必ずしも裁判所に行かなくともウェブ会議でいろいろな手続きができるようになります。もちろん行きたいと希望する人は行ってよいのですけれども、行かなくとも事務所で口頭弁論や争点整理手続等の手続きが進行できるようになるという、これも大きな変化です。そういう意味では、利便性、時間的制約の短縮化、さらに費用の面で大きなメリットがあるということになります。特に身体に障がいのある方々にとっては、わざわざ裁判所まで行かなくともITを使って裁判を行えるという利便もあるわけでありまして、プラス面がかなり大きいと考えています。

もちろん、いろいろな課題もあります。例えばITを使えない方に対する手当や、セキュリティの問題等々の心配があります。それについてはまた後ほど述べたいと思います。

次に、民事裁判のIT化に向けたこれまでの動きについてお話しします。我が国における民事裁判のIT化の動きというのは、意外に思われる方もあるかもしれませんが、実はかつては世界でも先進的と評価された時代があるのです。それは、1996年に現行民事

訴訟法が作られたときに、争点整理手続に電話会議システムを導入したということと、遠隔地に居住する証人についてはテレビ会議システムを導入したこと、これは世界的には先進的と評価されていたのです。

1999年7月に司法制度改革審議会が発足し、2001年6月に司法制度改革審議会の意見書が出ました。その意見書の中の、国民の期待に応える民事司法改革の柱の一つに、裁判所へのアクセスの拡充を広げるために、裁判所等へのITの導入ということが明記されておりました。そして、2004年の民事訴訟法改正で、オンラインによる裁判所への申立てを可とする、現行法の第132条の10という条文が実は作られているのです。その条文には、電気通信回線でコンピューターを接続した方式で具体的な訴えの提起や準備書面あるいは書証のオンライン提出を認める手続を最高裁判所規則に委ねると書いてあります。

問題は、その最高裁判所規則が今日までずっと作られずにきたことです。その間に、諸外国はIT化が非常に進みました。アメリカ、ヨーロッパ、中国、シンガポール、韓国などはIT化がどんどん進んでいて、日本は取り残された状態になってしまったのです。

このような状況の中で、日弁連は、これはいけないということで、オーストラリア・韓国・シンガポール・アメリカ等への海外調査を重ね、諸外国のIT化を参考に日本でも取り入れるべき事項などを盛り込んだ調査報告書をいくつも作成しました。日弁連の弁護士業務改革シンポジウムや、司法シンポジウムなどにおいても、IT化を進めるべきとの提言を繰り返して、法務省・最高裁判所に提出していました。しかしながら、遅々として進まないという状況が続いていたのが、実情であります。

ところが、ここに来てぐっと進んだのは、これも外国からの圧力があって、2016年、2017年と世界銀行が公表したドゥイング・ビジネス・レポートというのがあります。これは、各国の状況を世界銀行が調査して、ビジネス活動における制度的環境整備ランキングを毎年発表しているものです。その中で日本は、2016年は30位、2017年は31位と発表されました。

実は、2013年のランキングでは日本は17位だったのです。その2013年に日本政府が発表した「日本再興戦略」という文書があり、そこには、2020年までにOECD加盟国35か国の中で上位になることを目標とすると明記していました。ところが、上昇するところか、2017年には31位に落ちて、政府は愕然としたと思います。これでは国際社会の中で、日本はますます取り残されてしまうと気が付いた。そこで、2017年6月に閣議決定した「未来投資戦略2017」において、迅速かつ効率的な裁判を実現するために民事裁判手続のIT化を推進する方策を速やかに検討し、2017年度中に結論を出すという方針を示したのです。そのような経過があつて、2017年に内閣官房の中に「裁判手続等のIT化検討会」が発足し、急速に動き出しました。

IT化検討会は取りまとめにおいて、2019年度に法制審議会への民事訴訟法改正諮

問を視野に入れた検討を行うこと、2019年度から特定庁においてテレビ会議の運用を開始すること、さらには、2022年度から新法に基づく争点整理等を開始するといった具体的なタイムスケジュールを含む方針を示しました。この取りまとめを受け、2018年に「民事裁判手続等IT化研究会」が発足し、2018年7月から2019年12月まで研究会で議論した結果、報告書が取りまとめられました。その報告書を受けて法制審議会に諮問がなされ、現在、法制審議会の部会で検討をしている状況です。遅くとも来年2022年の頭までには法制審議会の答申が出ると思います。そして、2022年中には民事訴訟法が改正され、2023年頃から新しい民事訴訟法で裁判が行われていくといった流れが作られたということです。

これらを念頭に置いて、現在、2月26日から5月7日まで、法制審議会部会の中間試案に対するパブリックコメントの募集がなされているわけです。それに向けての日弁連の意見が、今日の資料にもお入れしておりますように、今月の理事会でまとまりました。

私どもの意見書は基本的に、こういった点に気を付けるべきだということをもとめております。IT化の基本的方向性には賛成なのですが、IT弱者の裁判を受ける権利に対する配慮等をきちんと検討していただきたいという注文を付けています。プライバシーやセキュリティの配慮、何よりも使い勝手のよいシステムの確立が不可欠であるということも書いています。本当の意味で市民が利用しやすいIT化を実現するために、日弁連としても頑張って取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

(北川議長)

ご説明ありがとうございました。それでは、この民事裁判手続等のIT化について、委員の皆さんからご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。Zoomで出席の方はチャット欄にて発言を希望される旨をお知らせください。

(鈴木委員)

新潟大学の鈴木と申します。ご説明は分かりました。2点質問がありまして、一つは、何のためにやるのかという哲学が全くないですよね。効率化は当たり前の話であって、何のためにIT化をやっているのかというのが国から何も出てこないというのは、非常に驚くばかりです。

もう一つは、外資のベンダーへの依存度における、ナショナルセキュリティ上の問題はきちんと議論しているのかということです。ちょうど現在問題になっていて今も取材が続いておりますが、情報セキュリティや個人情報保護法等のコンプライアンスの問題というよりも、実質的には安全保障の問題として捉えるべきだろうと思います。それは司法のIT化においても同じことだと思えます。それに対して日弁連がどう対処するのか、問題意識を持っているのかということです。

何のためにIT化をしているのかという哲学から考えるべきです。訴訟資料は全部デジタル化して原則として国民の閲覧に供するのだと。これは、民主主義に資するためだと、

判例には事実上の法源性があるのであって、そこに国民が接することができなかつたら法の支配など及んでいないのではないかということです。アメリカのリーガルテックはその意味で進んでいるのに、日本は手続的などころばかり見ては駄目だろうと思います。

しかも、IT化していればコロナ対策ができたと思うのですよ。日本の司法は数か月間止まっていたではないですか。前代未聞ですよ。IT化していればもっと早く済んだと思います。この辺りは、日弁連も司法の一翼を担う立場としてもっと対策案を打ち出すべきだと思います。三権の一つに空白期間を作ったのですから。国会は開かれていなかったですけど、議員さんは委員会を立ち上げコロナ対策をして、厚労省等是不夜城になりましたが、司法は止まっていました。これはおかしいと思って見ていました。IT化の担うべき役割の一端だと思います。

(齋藤座長)

ありがとうございます。おっしゃるとおり、コロナ禍の第一波、特に緊急事態宣言のときは、裁判所が止まってしまいました。私どもも非常に不満で、裁判をやってくれと、電話会議やテレビ会議を利用すればできるのではないかということや、密になる状況を作りたくないのならばデジタル化できるようにすればよいということを目指しました。

今、日本の行政のデジタル化の遅れも顕著になっていて、デジタル庁を改めて作らなければならぬという状況になってきておまして、だからこういう動きが強くなっているのだと思います。

御質問いただいた哲学ということについては、裁判を受ける権利を保障する、いつでもどこでも裁判が受けられるようにするために、その手段としてIT化を進めるのだというのが日弁連の一貫した主張であります。そのために、いろいろな海外調査の結果等を最高裁や法務省に持って行って、諸外国はこうなっているのだということを提言し続けてきました。

しかし、予算の問題がネックになっているようでありました。市民にとって本当に使い勝手のよい制度を作るためには、予算を付けてもらわなければどうしようもないですよ。我が国の司法予算はあまりにも貧弱でありまして、100兆円を超える国家予算の中の3,000億円前後を行ったり来たりしています。弁護士会もずっとそのような問題点については指摘をしております。

やはり政府がIT化を進めると言った以上は、言うだけの責任を取ってもらいたいと思っております。最高裁ともタイアップしながら、遠慮せず話し合っているところでありませぬ。

(平岡委員)

すみません、委員の平岡の方から補足してもよろしいでしょうか。

(北川議長)

どうぞ。

(平岡委員)

鈴木委員のご質問に対するお答えとして申し上げます。内閣官房の検討会議では、法制面だけではなく、そもそもシステム化というのが何なのかという議論をしておりました。

その際、先ほど少し言及ありましたようなオープン化について、アメリカでは元々データに対するアクセスを自由にできることと、お金をかけずにできることを実現するのが、最初の出発点だったということは認識されていて、このIT化の問題の本質はそこにあるのではないかという議論はしていました。

そもそも我々の仕事というのは、事実関係を究明し、法律や判例を調べるということで、いずれも情報を扱うということだと思っています。その情報を扱うのをより便利にしているということが元々の目的だったというのは議論されていました。

さらに、実装化の問題ですね。我々は会員に対してアンケートを実施しましたが、裁判の前後の部分がなくなるだけでも、期日が非常にハイペースになるという実感があります。初めは遠隔だからe法廷で処理しようという発想があったのですが、実際に使ってみると、遠隔でなくても非常に便利であり、裁判の迅速化に資するのではないかということが分かってきました。哲学という部分で言うと、オープン化であり、かつ司法もDXありきで考えていきたいと思います。議論はしていたと思います。

ただ、法制審議会に入っていくと、法律をどうするかという話に重点が置かれて、そもそも何のためにIT化をするのであったかというところは確かにあまり議論していないという部分はあって、その繋ぎのところが今後ちゃんと忘れないようにやっていく工夫というのが必要かと思っています。

あと、安全保障という点は、表向きに議論はされていないですが、日弁連としては、そういう問題も議論してカバーしてはいます。ただ、まだ煮詰まった議論がなされているわけではありません。BCPの点についても意見交換はしておりますが、まだ目立って表に出ている状況ではないです。以上です。

(北川議長)

鈴木委員さん、よろしいですか。どうぞ。

(鈴木委員)

マイナンバーを含めて、国全体のIT化に対する日弁連のスタンスと今回の民事訴訟のIT化との平仄が合っているかどうか。オンラインで本人確認や資格確認をしなければならないときに、やはりマイナンバー制度のような法的、技術的基盤の整備が必要になります。司法手続にも使えるわけです。

また、今後貧困対策がさらに重要になってくるときに、給付付き税額控除を入れることも検討課題になるかもしれない。マイナンバー批判で来たけれども、生存権を具体的に確保するために福祉行政を強化していかなければならない。その時にマイナンバー制度が非常に有益であることは今回の10万円給付で分かったと思います。

多義的なプライバシーの権利を強調してその内容を理解できぬまま何でも監視国家批判をし、生存権や福祉行政が機能しないというちぐはぐさ。手段としてのIT化をもう少し前向きにとらえるという点でも、日弁連の歩調、思想を合わせていただかないと、本当にちぐはぐで発言力、政治力には繋がらないと思います。住基ネット違憲訴訟は立派でした。あれを踏まえて番号法大綱が作られたわけです。最高裁は敗訴判決でしたが、理由中に人権保障のためのくさびがしっかり入っていて、そのおかげもあって個人情報委員会創設に繋がりました。これはまさに訴訟の力であったとリスペクトしていましたが、マイナンバー違憲訴訟に関しては、事実関係の不正確さを含めて少し残念だなと思っています。

私は2000個問題の解消も主張してきましたが、今日のコロナの混乱、3・11等広域災害時の混乱、越境データ対応、GAF A対応、都道府県警の防犯対応、自治体ごとのバラバラ問題含めて公民一元化、ルールと権限の統一はしなければならないというところも、あまり意見を言っていられなかったと思います。これはIT化の根本の思想と全部軸を一つにするところなので、この点の思想、考え方の再考をお願いしたいなと思います。

あとは、法律事務所がIT化しますと、情報漏えいの危険やその他の問題が出てきますので、日弁連としてその対策を強化すること。それを前提にして現行法制だと法律事務所が個人情報委員会の調査と処分の対象になってしまいますから、弁護士会の自治のためにも報道機関同様に、明文での適用除外を勝ち取っていただきたいと思います。以上です。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(荒会長)

テーマを超える部分もありますので、私からも少し申し上げます。国民の裁判を受ける権利について、裁判所が止まってしまったという事実は否定できないところですが、未知のウイルスがまん延する状況で、調停委員も含め外部の人たちがたくさん出入りをするという中で、決断をして裁判所を止めてしまったことをどう評価するかということが一つあります。私たちは、国民の裁判を受ける権利や、刑事被疑者・被告人の身柄の拘束が長くなること等も含め、会長声明を発出し、早期に再開すべきであるということ働きかけてきました。今、2回目の緊急事態宣言が発令され、どういう対応をしたかということを見ていただきたいのです。

最高裁は1月8日に事務総局名で、可能な限り裁判所を開けて手続を進めなさいという通知を下級裁判所に対して発信しており、やはり経験を踏まえたものが出てきていまして、2回目の緊急事態宣言時は裁判所が止まったというような苦情がほとんど出ていないことを一つ補足させていただきます。

あとマイナンバーですけれども、これについては、やはり日弁連としては、個人情報のコントロール権がまだ十分に担保されていないという立場から考え、意見を言っているところでございます。本日のテーマにはなっていませんので簡単に申し上げますけれども、

もっと我々の個人情報コントロール権がきちっと満たされていく、あるいはまたセキュリティが守られていく中で、我々の意見が変わる余地はありますけれども、現段階ではちょっと難しいかと思っていますところです。

(寺前副会長)

鈴木委員がおっしゃった哲学という観点から言うと、3月10日の民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議の中では、司法の国際競争力や、市民が使いやすい司法というのを大前提に、まず取り組むべきはIT化であるということを説明しております。

そういう説明とは別に、例えばこのコロナ禍を経験して、第一波のときに司法が止まったのは困ったのですけれども、ただその中でも、2月頃から9つの地裁・高裁でITによる争点整理が続いて、昨年2020年中で全地方裁判所まで進んだのです。これは大きなことで、鈴木委員がおっしゃったことはそこに繋がるのかなと思って聞いていたのですけれども、IT化というのは、こういった災害に対して非常に強いということはまず間違いないです。それから、一旦地震や水害等が起こったとしても、複数保存していればデータは消失しません。そういった意味でも、IT化は進めないといけないと思います。

ただ、先ほど斎藤委員の方から説明されましたけれども、他方、市民の裁判を受ける権利に支障がない程度に進んでいかななくてはいけません。ITに習熟していない弁護士や市民もいますし、そういうことも含め進捗を見ながら確実に進めていくべきだというのが、日弁連のスタンスでございます。

(北川議長)

よろしいですか。はい。それでは、逢見委員さん、ご発言をお願いいたします。

(逢見委員)

ありがとうございます。ご説明の中で、IT化の議論は1990年代からあり、その頃はOECD加盟国の中でも日本は前へ進んでいたのだけれども、止まってしまっていて気が付くとかなり後ろの方に来ていたというお話がありまして、それでこのコロナ禍に入ってしまったわけで、行政はコロナの反省も踏まえて、行政のデジタル化ということで、デジタル庁を作るといった方向に進んでいるのですね。

そうすると、もともと1990年代から始まった議論ではありますが、このコロナによってIT化・デジタル化というのは注目されているわけですから、デジタル手法というのはどういうものなのかということに、やはりきちんとした概念の整理といいますか、哲学といいますか、そういうものを含めて国民に提起すべきなのだろうと思うのですね。

お聞きしていると、法制審議会ではあまりそのような議論はなかったようなのですが、やはり全体としてデジタル司法をどう進めるかということを整理していただき、さらにその中で、国民に対してどういうメリットがあるのかということを示す必要があるのではないかと思います。

司法制度改革のとき、司法は国民からは敷居が高いという問題がありました。なぜかと

いうと、アクセスが容易でなかったり、裁判をやっても時間がかかってしまったり、あるいは費用が高額であるとか、そういう見方があったわけですが、これがデジタル化・IT化を進めるとどのように変わっていくのかということが、もう少し説明されないと、なかなか国民の理解を得てこれを進めよというふうにならないのではないかと印象を持ちました。最初のポンチ絵を見ていると、データのやり取りで済みますよというようなことしか説明されていなくて、国民にとってどういったメリットに繋がるのかということをもっと説明すべきではないかと思いましたので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

(北川議長)

ありがとうございました。時間の関係で、河野委員さんからもお話しただいて、それからお答えをいただきたいと思えます。

(河野委員)

ご説明ありがとうございました。今回のご報告によって、民事裁判のIT化という報道を受けての私の大きな誤解が一つ解けました。IT化というのはあくまでも手続の効率化であって、判決はこれまでどおりしっかりと裁判官の方が行うというご説明が分かりました。私はうっかりと、判決もAIのようなものが判例等を基にして出すのかなと思ひ、それは大丈夫なのかしらと心配していたのですけれども、そうではないということが分かり、そこは私の中で整理できました。

裁判のIT化の利便性はよく分かりましたけれども、これが進むと、本人訴訟もこれまでよりはるかに簡単にできることになるかもしれません。先般消費者庁で始まりまして、消費者団体訴訟制度の裁判手続特例法のフォローアップでも、裁判のIT化の資料が参考資料として提示されました。ということは、私たち一般市民、消費者がこれを使ってもっと裁判がやりやすくなるという潮流が来ているのかなと思ひました。ですが、まだまだ私たち一般の消費者にとっては、現状の裁判手続さえ非常に遠い存在でございませう。

今後に向けて、是非日弁連さんが先頭に立って取り組んでいただきたいことは、裁判制度についての消費者の理解のための法教育を更に進めていただきたいと思ひます。それから、消費者にとって利用しやすい裁判制度にするために、サポート体制や費用負担の在り方等に関する提言を出していただきたいと思ひます。

また、ウェブ会議に参加できる環境の整備と、弁護士さんが介在してくださる場合が恐らく多いと思ひますので、裁判手続のIT化を既定路線に置いたときに、私たち消費者、一般市民との間のコミュニケーションをよりしっかりと検討し、問うていただきたいと思ひます。以上でございませう。

(北川議長)

それでは、斎藤委員さん、併せてよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

(斎藤座長)

おっしゃるとおり、IT化というのはあくまで手段であって、それ自体が目的ではありません。日弁連は一貫して、IT化は市民にとって利用しやすく頼りがいのある司法制度を作るための手段であるということを述べております。社会のIT化が進み、パソコンやスマートフォンを使う人たちがどんどん増えていく中で、そういった方々にとって使いやすくなるような司法制度・裁判制度を作っていくことに目的があると思います。

ただ、そこにはまだ時間がかかる面があります。そして、ITにどうしても親しめない、自分は扱えないと言う人もいらっしゃる、さらに障がい者もいらっしゃる。そういった方々に対してどのような手当てをするのかということを中心に考えなければいけません。短兵急に全ての人に義務化することは到底考えられず、様々な条件を満たした後でなければ義務化は難しいと思います。さらには、例外はできる限り広く認める方がよいのではないかと、いうことを日弁連は言っております。

そういった意味で、環境の整備やサポート体制の確立等、様々なことに裁判所が取り組むべきであると述べているのですけれども、裁判所の取組にも限界があるでしょうし、そもそも裁判所に行けない人もいるわけですから、そういう人たちにどのようなサポートをするのかということを中心に議論しなければいけないということを述べ、議論しています。

費用の問題についても、できる限り効率化していくということであるならば、今ある手数料についても低額化の方向で進めるべきだという議論もしなければいけません。そういった様々な問題も、併せて検討していく必要があると思います。

このように、まだまだ議論が不十分な点があります。どういうシステムをこれから作っていくのかという議論も、端緒に就いたばかりと言ってもよいくらいです。2025年から本格実施と言いますが、それに向けてどういったシステムが確立されるのかはまだ見えていません。これから最高裁と協議しつつ、不断の改善を重ねながら進めていかないと、本当によいシステムは作れないだろうと思っています。

システムと合わせて、民事裁判の手續面についても、もっと使い勝手の良い手續に変えていく必要があります。今までの手續と全く同じものではない、様々なメニューも考えていく必要があるだろうと思っています。

裁判を開かれたものにしていくという観点から言えば、アメリカでは地方裁判所の事件もインターネットで放映するというのもやるわけですが、日本の社会はととてもそういうことを許容する状況にあるとは思いません。自分たちのプライバシーがオープンになるのであれば裁判所を使わないという声が圧倒的に多いのではないのでしょうか。そういうことも十分考えなければいけません。

日弁連としては、オープン化は最高裁レベルから始めたらどうかと考えます。最高裁の弁論というのは、夫婦別姓の問題も含めいろいろな憲法訴訟が提起されており、社会的に大きな影響をもたらすテーマが取り上げられます。そうした事件の弁論期日はインターネットで放映してもよいのではないかと提案しております。開かれた民主主義社会を実現す

るためにも、さらにいろいろな形で制度改革を進めていく必要があるという観点から議論しているところです。

(北川議長)

ありがとうございました。お二方よろしゅうございますか。

(逢見委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

はい、ありがとうございました。この件に関して、井田委員さん。

(井田委員)

ありがとうございます。ITをうまく活用して、使いやすい民事裁判になっていく方向であればいいなと思っているのですが、その上で、IT化に比較的馴染みにくそうな、証人尋問についてお聞きします。意見書を拝読しておりまして、やはり映像だけでは伝わらない話し方や、同じ場の空気でしか伝わらないものというのはおそらくあると思うのですが、そういったことを考えると、直接主義の原則は貫くべきとした上で、例外も広げてはどうかということなのか、そこが読んでいて分かりにくいと感じました。これまでの例外が原則になっていくのか、原則は原則としてということなのか、実際のよように考えていらっしゃるのか教えていただきたいというのが一つです。

現実に証人が話す場所についてもお聞きしたいと思います。これまで裁判所内でリモートで話されることはあったということですが、例えば多忙を極める鑑定人の方は研究室から参加してよいけれども、証人に対する不当な影響を考えると、普通は各地の裁判所で行うべきだということなのか、また、外国からもリモートで繋いで証言することは想定されているのか、教えていただければと思います。

(斎藤座長)

外国にいる人に対する証人調べというのは、国家主権の問題が関係し、条約の締結等がないと難しいのではないかと思います。検討はしていますが、まだ今回の意見書ではそこまでは触れていません。現在、法制審議会のテーマにもなっていない状況です。ですが、将来的には当然議論され、次のテーマになってくると思います。

国内における裁判所外での証人に対する尋問については、原則はあくまでも裁判所の中でということではありますが、当事者が同意し、裁判所が相当と認めた場合は、裁判所外での証人尋問を認めてもよいのではないかと述べています。

現在の法律は、証人が遠方に住んでいる場合や、法廷だと精神的な威迫を受けてとても喋れないような場合は、法廷外でも認めるという条文になっています。それに加えて、遠方でなくても、当事者が同意して裁判所が相当と認めたものについては、証人尋問を受訴裁判所外の証人に対しても行えるという条項が入ったのです。日弁連の意見書でも、それはよいことであろうと述べています。

証人が話す場所については、第三者から影響を受ける場所では困るし、通信環境が整備されているという理由で、現実的には受訴裁判所以外の裁判所でないと難しいであろうという議論をしています。

(井田委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

他によろしゅうございますか。

(平岡委員)

平岡の方からご質問に対する回答をいたします。今、法制審議会でハイブリッド尋問というのを検討しています。例えば建築訴訟で建築の瑕疵が問題になって、どう壊れているか見たいときに、裁判体の3人全員が行くのはなかなか期日取りにくいですが、裁判官1人であれば行くのは簡単だという場合、そこで1人だけが行ってリモートで撮影し、他の裁判官は法廷に行き、現地の様子を裁判官が撮影している映像を見るといった手続も考えられています。できる限り柔軟に利用し、今までやりにくかった遠隔地での処理をやりやすくする動きが検討されております。補足情報としてお伝えします。

(北川議長)

ありがとうございました。では、湯浅委員さん、お願いします。

(湯浅委員)

ありがとうございます。素朴すぎて聞いてよいのか迷っていたのですが、刑事訴訟はどうなっているのでしょうか。今は民事訴訟の話をされていますが。

(荒会長)

刑事手続のIT化も、新聞やテレビの報道でご覧になっているかと思いますが、今月、検討会が発足して動き出したところです。刑事は、捜査と公判に分かれますから、捜査段階のIT化と公判段階のIT化というようにイメージしながら、論点項目を洗い出し、その論点項目の中で、IT化が可能なものと可能でないものを選び分けていく作業がなされるのではないかと思います。例えば、弁護士が事務所に居ながらにして、身体拘束されている方とオンラインで接見できるといったことを議論していくのかなと思っています。

刑事は、ある意味では民事以上にセキュリティが重要です。セキュリティが甘いと、調書が全て外に流出してしまいます。刑事のIT化に対応できるセキュリティを備えたシステムに、刑事事件の弁護人を務める個々の弁護士がきちんと対応していけるかということも我々に課される課題なのだろうと思っています。これは民事も同じなのですが、刑事はさらに厳しくそれが問われていくであろうと思っています。

(渕上事務総長)

刑事手続のIT化に関する検討会は3月31日に第1回が行われます。そこから1か月に1回若しくは2回というように進んでいくと思われれます。またどこかの段階で市民会議

でも報告させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議題② 新型コロナウイルス感染症の拡大に関する取組状況について

(北川議長)

よろしいですか。それでは、次の項目に入らせていただきます。議題の2番、「新型コロナウイルス感染症の拡大に関する取組状況」を検討していきたいと思っております。

それではまず、鎌田副会長さん、西村副会長さん、關本副会長さんにご説明をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

(鎌田副会長)

それでは、議題の2番目「新型コロナウイルス感染症の拡大に関する取組状況について」、3点御説明します。1点目に、2021年2月に日弁連が取りまとめました「COVID-19 と人権に関する日弁連の取組—中間報告書—」について、2点目に、先般日弁連が公表しました、「感染症法・特措法の改正法案に反対する会長声明」と「新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書」について、3点目に、この間日弁連が行ってきた法律相談事業の分析結果等について、それぞれ説明をさせていただきます。

それでは、まず1点目について、西村副会長から報告・説明をお願いいたします。

(西村副会長)

それでは、西村の方から、お手元にあります「COVID-19 と人権に関する日弁連の取組—中間報告書—」について、ご説明を差し上げます。

この冊子は、日弁連がこれまでCOVID-19 と人権に関して行ってきた様々な活動を集約して会の内外に報告するために作成しました。この冊子は、日弁連が本年2月15日に開催したシンポジウム「新型コロナウイルスと人権—差別・偏見のない社会を目指して」において配布し、また日弁連のホームページにも掲載しております。

皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、影響を受けない人権分野はないと言っても過言でないほど、広い範囲の人権分野に深刻な影響をもたらしました。ですが、これらの様々な人権分野への影響を網羅的に取り上げ一つにまとめた文書は、あまり見受けられませんでした。幸い日弁連には消費者や高齢者など個別のテーマごとに細かく分かれた委員会やワーキンググループが合計119個あり、人権に関連するものに絞っても44個にのぼります。多岐にわたる人権擁護活動を行っている日弁連は、新型コロナウイルス感染症が人権に及ぼした広範な影響について、網羅的かつ一元的に情報集約することが可能であり、かつ今後も同感染症による人権への影響を防ぐべきであると考え、こちらの冊子の作成に至った次第です。

ただご承知のように新型コロナウイルス感染症は、今後もしばらく拡大が続きそうでありますので、あくまで本年2月の段階の中間報告書という位置付けとなりました。

内容については、目次を見ていただきますとお分かりかと思いますが、まず本編では2

6の分野について、担当する委員会が、当該分野で何が起きて、そのことをどう考え、どのような対応をしたのかまとめております。新型コロナウイルス感染症と人権と聞いたときにぱっと思いつくようなテーマだけではなく、例えば司法修習制度への影響や、裁判を受ける権利、法律相談やADR、法テラスといった分野が取り上げられていることも、弁護士会が作成した報告書ならではの特徴かと思えます。

先ほどの議論の中で、第一波のときに司法が完全に止まったというお話がありましたが、例えば、家事法制委員会では、全国の家庭裁判所の裁判・調停・審判等の状況について、全国の委員から聞き取りをして調査を行いました。

その結果、ご承知のとおり緊急事態宣言が発令されたことで、多くの裁判所が業務を縮小し、急を要する一部を除いた多くの事案が期日の延期・取消しをされたわけですが、例えば中間報告書の60ページを見ていただきますと、これまであまり活用されなかった手続や方法、あるいは柔軟な対応により、可能な限り事件を進行させているといった、今後の参考になる有益な実践例があることが分かったと書かれています。

このページの下の方にありますように、多くの裁判所では宣言発令後、期日を取り消しましたが、取消しの少なかった庁や、支部ごとに取消しの多寡の異なる庁もあり、裁判所によって取扱いに差があったということです。また、期日が取り消されなかった事件の例として、最高裁から一応の方針は示されていたが、具体的な運用は裁判所ごとで異なり、裁判官の個別の判断や代理人の働きかけによって差が生じた事例もあったということです。期日が開かれた際の工夫として、電話会議の活用や、裁判官による単独調停の利用等の事例報告があったということも書かれています。私も、電話会議等で対応して予定どおり事件を進めた経験がございました。

他方、大規模庁であっても事件の取消しは本当に多く、緊急事態宣言が解除された後も、事件の遅滞・滞留の状況が深刻なところが多くありました。中間報告書には、各地の実情について具体的に書いてあります。地域によって様々であったということです。

次に、資料編では、新型コロナウイルス感染症に関して日弁連が発出した総会の宣言や、会長声明・会長談話等を掲載しております。最初は、菊地前会長の頃ですが、昨年3月6日付けで、新型コロナウイルスの感染拡大に当たっての会長談話が発出され、その後、本年1月22日までに22個の声明等が発出されております。ご関心のある分野等についてご覧いただければと思います。

今後の課題と展望について申し上げます。昨年4月の緊急事態宣言が発令された頃というのは、未知のウイルスを前に、どこまで何をしたら感染防止対策として十分なのかも分からない、それどころかマスクすら手に入らないという異様な緊張感に日本中が襲われていました。

そのような中で、我々弁護士は社会生活上の医師でありエッセンシャルワーカーであるという使命感の下、このようなときだからこそリーガルサービスの提供を止めてはならな

いと考え、法律相談体制の工夫や各種支援制度の分かりやすい周知、会長声明を通じた数々の政策提言等の活動を実施してきました。後ほど鎌田副会長から紹介があるかと思いますが、相談ホットラインは当初、職員を配置することができなかつたため、有志の弁護士が集まり、全ての電話を受けて全国に振るような形で活動しておりました。

新型コロナウイルス感染症によって生じている様々な人権問題に関し、弁護士会が存在意義を十分に発揮できるよう、今回中間報告書においてまとめた様々な経験や教訓を糧に、今後も引き続き時宜にかなった政策提言や情報提供、法律相談体制の充実を図り、その社会的責任を果たしていかなければならないと改めて考えています。以上です。

(鎌田副会長)

2点目については、關本副会長、お願いいたします。

(關本副会長)

人権擁護委員会を担当しております、副会長の關本でございます。本日配布している資料の3ページは、感染症法・特措法の改正法案に反対する会長声明でございます。

特措法の改正に関して、地方自治体や保健所は、感染症に罹った方に入院を求めても応じなかったり、どのように感染したのかという経路の疫学的調査に協力を求めても拒否され、いかに感染拡大防止を図っていくのか非常に苦労していました。これに応じて、刑罰を担保として協力を求めていこうという考え方があったのでございます。

日弁連としては、このことについて、刑罰が必要最小限といえるのか非常に問題があると考え、構成要件の不明確さ、刑罰の有効性の疑問、差別・偏見を一層助長するおそれ等を問題として提起いたしました。

それから、事業者に対する営業時間短縮要請についても、地方自治体から要請を行ってもなかなか協力してもらえないということで、過料をもって応じさせようという動きがありました。日弁連としては、事業者には補償がなくては働かなければ自分の命さえも失いかねないという事情があるので、まずは正当な補償を行うべきであり、過料については見直されるべきであるという意見書を発出しました。

その後、2月3日にこの法律は成立し、2月13日に施行されましたが、今申し上げたような内容については、国会でも十分に審議の上、我々の意見に沿う形で改正がなされたと考えているところでございます。

次に、ワクチンについてでございますが、御存知のとおり2月17日から医療従事者を優先的に接種が開始されたところです。その後、高齢者、基礎疾患がある方、そして一般の方々というふうに進んでいく予定となっております。こちらは、感染予防・感染拡大防止の効果を持つ有益なワクチンの承認があることを前提としてということになりますが、このワクチンは、mRNAやDNAワクチンといった、新しいワクチンでございます。当然、安全性についてはなかなか分からないところがあり、その必要性について、果たして皆様方が安心して接種を受けることができるのかということが重要になります。

さらに、これは昨年度のワクチン接種に関する予防接種法に関する法案の改正時に衆・参の附帯決議にも書かれたところですが、ワクチン接種はあくまで受ける方の選択に基づくものであって、仮にワクチンを接種しないという方がいたとしても、それによって偏見・差別が行われることがあってはならないということも、重要になってきます。

そして、過去には様々なワクチンにより副作用・副反応が起きたことがございますので、安心して接種を行っていくためには、副反応に対して国がしっかりとした補償・対応をしていくことも重要です。今申し上げたような内容を、五つの趣旨ということで提言させていただいています。

ワクチン接種は始まったばかりですので、国から様々な情報を適時に提供していただくことが重要だと思います。医学は客観的なものではありませんが、人、社会政策、政治にも当然関わってまいりますので、日弁連としても今後の動きを注視し、ワクチンに関する問題点、特に差別・偏見が起こっていないかどうかということについては、法律相談を企画するなどして、対応していかなければならないと思っております。以上です。

(鎌田副会長)

最後に、私の方から法律相談事業の分析結果等についてお知らせします。実施期間は昨年4月から7月で、主に1回目の緊急事態宣言下に行った相談事業ですが、総数としては1,859件ほどございました。

その中の、非事業者の方の相談分類としては、労働問題が30%で最多、続いて消費者問題が28%となっております。労働問題については、やはり休業補償等の相談が多かったことが明らかになっております。消費者問題については、当時非常に多く生じていた契約のキャンセルに関する相談が多かったということです。この時点では、必ずしも借入金の相談は多くはなかったということがございます。こういったことを受けて、労働問題や消費者問題については、ホットラインを実施したり、あるいはキャンセル等に関するQ&Aの公表等をさせていただいております。

事業者の方の相談分類としては、賃貸借の賃料の問題が非常に多かったものですから、それに対応するADRの仕組み等を作って対応しました。

それから、偏見・差別等の問題に関するホットラインや人権イベントを開催し、先ほど西村副会長から報告があったように中間報告書の取りまとめなどを行いました。意見書や会長声明の公表については、先ほど關本副会長から報告のとおりです。

その他に、自然災害債務整理ガイドラインというものがあります。こちらは従来、地震や豪雨災害等の自然災害が発生した場合に、借入れの返済ができなくなった方が、破産等の法的手続によらずに私的整理の枠組で債務整理ができるというものでして、このガイドラインが2020年12月から新型コロナウイルス感染症にも適用になりました。現在、全国で弁護士がその支援を行うという体制をとっております。

最近の取組としましては、生活相談ホットラインという相談ダイヤルを、2月25日に

全国一斉に実施しました。資料に相談結果の集計がございまして、943件、その中でホットラインの相談は859件となっております。1日でこれだけ多数の相談が寄せられております。

相談のきっかけとしましては、テレビを見て知った方が563件ということで、半分以上となっております。テレビの発信力の大きさを非常に痛感しました。

生活相談ホットラインの相談分類としては、借入金に関する相談が多く、合わせて300件近くとなっております。やはり1回目の緊急事態宣言時と比べると、借入金に関する相談が非常に多くなり、それから解雇に関する相談も相当数あるということで、そういった点が深刻化していることが窺われました。事業者についても同様の傾向がありました。

こうした活動を踏まえ、先ほど申し上げた自然災害債務整理ガイドラインの特則を用いた救済支援活動等、今後も法的課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(北川議長)

どうもご説明ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問を委員の皆さんから頂戴いたしたいと思っておりますので、どなたかいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。鈴木委員さん。

(鈴木委員)

3・11のときも日弁連がいろいろな法律相談をして、非常に有意義な活動をされたのを見ておりました。今回のコロナも災害とかなり重なるところがあって、日弁連がいわば法律相談のカルテのようなものを記録し集めて、それを分類・整理されて次の対策や制度創設や改善につなげるということと、既存の制度の中で相談者に対して補助金やその他のいろいろなケアをするということは、非常に大切で立派な仕事だと思います。

ただ、それとは別に、ワクチン調達における政府の不手際は日弁連としてもきっちり指摘する必要があると思います。大臣の答弁の中で、製薬会社の履行遅滞を明確に答弁されればその理由がクリアに分かるのに、そのことを言わないのですよ。個別契約がもし正しく成立しているならば、何月何日までに何千万本来る予定であったと、契約書を示して説明されれば、責任の一旦は製薬会社にあることが分かりますが、それが言えないということはどういうことかと。

あとどのような免責条項が入っているかも不透明なので、ここは事後に追及すべきだと思います。今は渦中で大変でありますので。

加えて、基礎疾患その他をお持ちの方は、医療カルテなどであらかじめ副作用・副反応の情報を照らし合わせ洗い出して、しかるべく医療対応できる施設に案内して別にやるという観点からは、医療情報を収集し分析する仕組みは必要ではないかと思っておりますし、副作用に関しては対応ルートはある程度あるようですが、副反応については未整備のように聞いています。本来は国がルールを決めて統一のシステムを作って自治体に使ってもらい

アルタイムで情報を集約し共有すべきだろうと思います。

ところが、現在、副反応については自治体任せになっています。せつかく2000個問題の解消ということで、自治体のばらばらな対応を解消していこうという主張が通りそうな中で、また予算を付けて基礎自治体ごとにやってもらうと。基礎自治体と一口に言っても100人前後の規模から数百万人の規模までいろいろあり、ルールも一律ではないので、自力で対応できない自治体も相当数あると思います。副作用・副反応の情報が正しく製薬会社に伝わり、次に向かってただちに対策を講じることができるようにしたい。また、今回なぜ国内製薬会社がワクチンを作れなかったかということも考えたい。創薬事業を支援するための医療情報の二次利用ルールを特別法で作っていくことを政策提言することがあってもいいのかなと思いました。今回作られた法律相談のカルテをたたき台に、政策提言につなげていくべきではないかと思いました。ちょっと不正確なことを言ったかもしれませんが。

(北川議長)

時間の関係でご質問を続けて、まとめてお答えをいただきたいと思います。太田委員さん、お願いいたします。

(太田委員)

お時間を頂戴してすみません。先生方、ありがとうございます。

本日、中間報告書をお配りいただきまして、包括的な内容だと思いました。偏見・差別、プライバシーに関する取組と課題というところまでさっと目を通したのですが、この差別について一番問題なのが、インターネット上で、匿名で感染者やその家族を不当に叩くような書き込みだと思います。総務省ではどうしたら発信者情報の開示をもっと円滑にできるのかという議論が進んでいますけれども、今のところ裁判の手続を2回から確か1回にするということだと理解しているのですが、現行、総務省が行っている開示制度につきまして、日弁連も意見書の検討を行っているところであるということですが、もしよろしければ、今の総務省の制度改革をどのようにご評価なさっているのか、人権の観点から少しオーバービューいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(北川議長)

それでは、続いて吉柳委員さん、お願いいたします。

(吉柳委員)

ご説明ありがとうございます。私の質問は1点なのですが、コロナのワクチンに関する効果・効能やエビデンスについてです。厚労省の方とお話したのですが、タスクフォースのようなものが立ち上がっていて、そこが全ての情報の中心になっていると今日の資料を拝見して思っているのですが、今日ご説明いただいた法律と人権に関する提言に関して、一般の国民の方々が情報にアクセスするニーズが非常に大きくなっていて、また震災とも違って非常にある情報が少ないと思っているのですが、開示状況として一般の

方々がアクセスできる情報についてお伺いできればと思いました。

こちらの報告書は素晴らしくて、まだ全部は拝見していませんので、一般の方は読む機会がないと思うので、簡単に検索できたり、生活の視点で問題解決したいときにどうこの情報に出会って解決できるのかというのをお伺いしたいと思いました。

(北川議長)

ありがとうございました。それではご答弁お願いできますか。

(鎌田副会長)

太田委員から御質問いただいた発信者情報について、私の方からお答えいたします。日弁連でも今検討しているところですが、総務省での検討は、新たな裁判手続というように主に手続面に関するものでして、日弁連としては、手続面だけでなく、そもそも開示の要件が厳しいのではないかということで、実体面の要件をもう少し緩和すべきではないかということ。それから、そもそも裁判によらずに、任意で早期に開示されるべきでないかということ、そこについても一定の手当てをする必要があるのではないかと。開示する業者に対して免責条項等を与えることで、開示をしやすくする必要はないかという提言は既に出しております。現状、そういった意見でございます。

(渕上事務総長)

12月18日に「実効的な発信者情報開示のための法改正を求める意見書」を公表しており、ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧いただければと思います。

(關本副会長)

副会長の關本の方から、ワクチンの副反応等々の情報に国民がどのようにアクセスできるかということにつきましてお答えいたします。私が知る限りにおいては、最も詳しいのはやはり、厚生労働省のワクチンに関するQ&Aがアクセスしやすいところかと存じます。

副反応等につきましては、医療従事者に何件かあったというような情報を今分析しているところだそうでございますので、追って出されると思います。集まってきた情報を一旦審議会なりに集約した後公表するというこのようで、日弁連が求めているような適時・適切な情報提供といえるのか、あるいはその情報が国民に分かりやすいように提供されているのかということについては、若干疑問であると感じておりますので、この点につきましては引き続き注視させていただいて、また会長声明等を出すことができればと考えているところでございます。

(西村副会長)

中間報告書をお褒めいただきありがとうございます。この報告書へのアクセスですが、日弁連のウェブサイトにて載せております。宣言や会長声明、意見書等も全てウェブサイトにて時系列順で全て載っているため、ご覧いただければ出てまいります。ただ、文章のみですので、個人的には、ポンチ絵があるものはポンチ絵もウェブサイトに掲載したり、検索機能を充実させるといったことは必要ではないかと考えています。

(北川議長)

どうぞ。

(荒会長)

鈴木委員が東日本大震災のことに触れられたので、少しお話しします。東日本大震災のときに、法律相談等の活動をどのように法律の制定・改廃につなげたかということについては、今月号の学士会の会報に、私が「被災者（被害者）のための法律について—東日本大震災での経験を中心にして—」という記事に取りまとめさせていただいておりますので、もし機会がありましたらご覧いただければと思います。

お伝えしたかったのは、私たちの法律相談は、いわば現場から吸い上げてきているものです。法律相談が1日に859件というのは、とんでもない数字です。いろいろなことで困っている、追い詰められている人がこんなにも増えているのだと感じています。

中でも、相談件数は多くありませんが、差別や偏見の問題については、今後ワクチンを接種した・していないということでも生じる危険性があると思っておりまして、今回の提言書にまとめさせていただきました。私たちもこの問題を深刻に受け止め、インターネット上の誹謗中傷なども、回復する頃には相当なダメージを受けているというようなことを実感していますので、もっと簡易・迅速に解決できる方法を考えていかなければと、こういったことを次年度の課題として考えています。長くなりますので、このくらいにいたします。

(北川議長)

お三方、よろしゅうございますか。ありがとうございます。その他、ご意見ございませんでしょうか。ではお願いいたします。

(浜野委員)

ありがとうございます。ホットラインを活用している人がこんなに多いんですね。非常に良かったと思うのですけれども、表を見ますと、地域によっては利用件数が0件のところもありますね。そういった地域は、本当にご相談がないものなのか、あるいは何か工夫していただければ、もっと相談を受けられるものなのではないでしょうか。

例えば、認知していただくには、テレビの活用というのは、中高年には非常に効果があると思うのですけれども、若い方はSNSやインターネットの利用が多いと思うので、そういったツールにもっと情報を流していただく、ここで相談できますよ、生存権を守ることや、あるいは民主主義のために日弁連がこういうふうをサポートできますというような情報を分かりやすく発信していただくことが、今後も引き続き必要なのではないかと思います。そういった点についてはいかがでしょうか。

また、マイナンバーについての議論というのは相変わらず低調で、利用者が拡大しないままです。何が課題か、何が詰まっておらず足りないか、どういう解決方法があるのか、根本的な議論まで至らずと感じるのは非常に残念だと思います。そういった課題を見つけ

て議論をしていく、こういった課題に対しそのままにせず、日弁連としても問題提起し議論するよういろいろと取り組んでいただいているとは思いますが、様々な活動を引き続きもっと広報していただくとよろしいのではないかと思います。

(北川議長)

はい。

(鎌田副会長)

副会長の鎌田です。先ほど、テレビCMをご覧になった方が非常に多かったと申し上げたところなのですが、資料を見ていただくと、SNSやウェブサイトでの発信もしております。日弁連のウェブサイト、それからツイッター、フェイスブック等の活用は実はしておりまして、ただ、目に触れた順番としては4番、6番、8番というところにとどまっております、そこがまだ日弁連の発信力の弱さだと思うのですが、なかなか相談者の方にとどまっていなくて、ご指摘のとおり課題かと思っております。

それから、利用件数が0件のところに相談の需要がないのかということ、そんなわけではないと思っております、各地での広報に少し差が出ているのかと思っております。こういった全国一斉の取組の場合は、日弁連も広報はするのですが、各地での広報も重要になりまして、この点も日弁連としては課題を感じているところではございまして、今後も何とかしていかなくてはならないと思っております。

(北川議長)

よろしいですか。

(西村副会長)

SNSの関係で1点、よろしいでしょうか。

(北川議長)

どうぞ。

(西村副会長)

2020年12月4日・5日を中心に、「新型コロナウイルスと偏見・差別・プライバシー侵害ホットライン」ということで、いわゆる生活相談ではなく、偏見・差別自体についての法律相談を行いまして、全体で34件の相談がありました。電話は金・土の2日間のみで、今回は若い方を想定して初めてメール相談を行い、携わる会員のフェイスブックで広めたりしたのですが、メール相談は数件しか利用がありませんでした。やはり広報が届いていないという問題だと思いますので、困っている若い方たち等の相談には広報が重要だという認識はあります。まだ日弁連は遅れているかと思っております。

(鎌田副会長)

そこで、日弁連のウェブサイトには、新型コロナウイルス関連情報をまとめたページがございまして、そこには常設の法律相談窓口の情報や、こういったホットラインのような単発の法律相談の情報、それからQ&A等を公表して、市民の方に見ていただければとい

うことで発信しているところでございます。

(北川議長)

ありがとうございました。

(渕上事務総長)

戦国法律相談の動画の視聴回数は全部で200万件を超えていますが、今後、ここに載っておりますお悩み110番等、まさに新型コロナウイルス関連の相談ができるような相談窓口の利用に、戦国相談等での広告効果がどのように表れてくるかというところかと思っております。

(北川議長)

ありがとうございました。逢見委員さん、お願いします。

(逢見委員)

ありがとうございます。電話相談ホットラインについて、連合でもこういった相談を実施しているのですが、1年半ほど前から若い方向けに、電話ではなくメールやLINE等を広めてみようというふうにしています。今回の新型コロナウイルスで見ると、電話の相談は全体の3分の1程度で、メールやLINEを使った相談も増えてきておりますので、もう少し手法を多様化したほうがよいと思います。

特に今回、コロナの影響で学生のアルバイトがなくなってしまって生活に困窮するという問題が出てきています。これはあまり我々は意識していなかったのですが、日本の学生はアルバイトで生計を維持しながら学業をしているという人が随分と多くて、そういった状況を救済する手段があまりないので、今後セーフティーネットも考えなければいけないと思うのですが、まずは学生が困っていることを拾い上げるということが大事なかなと思います。学生から拾い上げるためには、やはりスマートフォンで相談してもらうという手法を取り入れていかないと拾い上げられないというふうにも感じましたので、是非そういったこともご検討いただきたいと思います。

(鎌田副会長)

ありがとうございます。LINEでの相談は、一部の弁護士会では実施しているところもあります。弁護士会の人数規模等いろいろな差があって十分に対応できていないところもあるのですが、先行的に実施している弁護士会の例を参考に、今後、全国に普及できればと思っております。

(北川議長)

時間も迫ってきておりますが、議事は終わらせていただいてよろしゅうございますか。

議題③ 議長・副議長の選任の件について

(北川議長)

それでは次に移らせていただき、「議長・副議長の選任の件」をお諮りいたします。市民

会議規則第5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するという事になっており、任期は1年で、再任を妨げないという規定でございます。

ここで来年度4月1日から1年間の議長を選任したいと思いますが、自薦・他薦等はいかがでございましょうか。では、湯浅委員さん。

(湯浅委員)

引き続き北川議長、村木副議長にお願いできればと思います。

(北川議長)

皆さんよろしいでしょうか。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

6. 閉会

(北川議長)

次に第68回の市民会議の日程でございますが、現在調整中とのことでございます。追って、事務局から皆様にご連絡を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、事務局、何かございますか。

(藤原事務次長)

少しお時間を頂戴して、新任の松田事務次長から一言自己紹介をさせていただければと思います。

(松田事務次長)

2月1日より事務次長に就任いたしました松田と申します。私は広報の関係で市民会議に出席させていただいたことがございまして、その際に広報についていろいろなアドバイスをいただいて、なかなか難しいところもあるとは思いつながりながらご意見を伺って、それをどう反映させるかということを考えておりました。

事務次長になりましたら、引き続き広報の担当や、また、人権の関係等も担当してございます。先生方のお知恵をお借りしながら、適切に会務を運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございます。

(藤原事務次長)

最後になりますが、3月末をもって退任をいたします、市民会議の担当副会長、延命副会長から一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

(延命副会長)

担当副会長の延命でございます。1年間お世話になりましたと申し上げたいところですが、新型コロナウイルスの影響もあって、9月29日ようやく第1回の会議を開催することができました。それから3回にわたって、北川議長、村木副議長を先頭に、各委員の先生方に大変闊達な議論をしていただきました。

私ども弁護士会としましては、目の前の問題をいかに解決するかということがとても大事な問題でありまして、多角的に先生方からご意見をいただくと、確かにそうだという点が表に出てまいりました。そしてそれをフォローアップすることによって、日弁連も生まれ変わるのではないかというような期待を持っております。

今回の会議でもいろいろなご意見をいただきました。例えば、発信力が足りないというご意見、それから、広報の充実について更に多角的な考慮をすべきというご意見もいただきました。次期副会長に引継ぎをさせていただいて、また継続的に皆様のご意見をいただきたいと思っております。1年間より少し短かったのですけれども、どうもお世話になりました。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

それでは、長時間にわたり、熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。本日の第67回の日弁連市民会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(荒会長)

どうもありがとうございました。

(了)